

## 山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務委託に係るプロポーザルにおける ブロック制の導入について

### 1. 目的

複数の事業者によってブロック別に業務を委託することで、1つの事業者が業務停止等で業務遂行が困難となった場合でも、スクールバスが一斉に運行できなくなる事態が回避でき、リスクを分散することで、児童生徒の安全で円滑な登下校の確保につなげるため。

### 2. ブロック割について

プロポーザルを行う業務のブロック割は次のとおりとする。

- ・ Aブロック：山鹿小学校（4路線）、山鹿中学校（3路線） 計7路線
- ・ Bブロック：鹿北小学校（2路線）、鹿北中学校（1路線） 計3路線
- ・ Cブロック：菊鹿小学校（2路線）、菊鹿中学校（1路線） 計3路線
- ・ Dブロック：鹿本小学校（4路線）
- ・ Eブロック：めのだけ小学校（7路線）

### 3. プロポーザルへの参加申し込み方法

上記2のブロックより、3ブロックまでを選択し、「業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）」により申し込むこと。

### 4. 企画提案書・参考見積書の記載方法

企画提案書は、複数のブロックに申し込む場合においてもまとめて記載し、1種類の企画提案書を指定部数提出する。

参考見積書は、申し込むブロックの合計金額を記載し、その内訳を委託契約の単位（学校）ごとに記載する。

### 5. 受託候補者が決定しなかったブロックの取り扱い

1回目のプロポーザルにおいて受託候補者が決定しなかった業務については、1回目の申込者の内、既に3つのブロックの受託候補者となっている者を除いた者の中から2回目の参加の募集を行う。2回目においても決定しなかった場合は、3ブロックまでの申込制限を解除し、1回目の申込者の中から3回目の参加の募集を行う。

2、3回目の申し込みの際には、プロポーザル参加申込書（様式6及び様式7）に「事業者としての優位性」に関する提案書（様式8参照）及び参考見積書を添付すること。